

弁護士法人 ASK 市役所通り法律事務所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町 5-3 ホンビル 4 階 TEL:044-230-1725 / FAX:044-230-1726

弁護士法人 ASK 新百合ヶ丘オフィス

〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1-12-7 山田ビル 2 階 TEL:044-322-9861  
HP:<https://www.s-dori-law.com/> (右の QR コードから読み込めます。)

【所属弁護士】弁護士 伊藤 諭 弁護士 竹内 克己 弁護士 瀬沼 一成  
弁護士 柴田 剛 弁護士 米玉利 大樹(神奈川県弁護士会所属)

【事務局】3名(岡田・池田・林田)



知人・友人などからのご紹介案件も大歓迎です。  
ご相談の予約については、当事務所 HP の問合せ  
フォームまたはお電話にて承ります。

## 巻頭言

私の趣味の一つにスポーツ観戦があります。

ご存知の方はご存知かと思いますが、生まれ(愛知県)の関係で中日ドラゴンズを応援しており、ここ10年ほど芽の出ない育成期間に我慢を重ねております。毎年、期待のピークは開幕直前で、先発の枚数や継投の順序、打線や守備位置のシミュレーションを「今年こそいける」という思いを強くして臨むのですが、オールスター前になると「翌年を見越した起用をせよ」という気持ちになるわけです。

話がそれました。今年はコロナ禍における3度目のペナントレースですが、例年以上にコロナの影響が大きいシーズンになってしまいました。絶好調のヤクルトで、1軍メンバーがほぼ全滅のクラスタが発生したと思ったら、今度は巨人で大半の選手が感染してしまい、試合が組めないという事態に至っています。コロナによって戦力が不均衡になってしまうのでは対等な戦いではないわけで、中止はやむなしだと思います。

私の信条の一つに「公正(フェア)」があります。スポーツにおいてはやはり正々堂々と戦って勝敗を決めてほしい。アンフェアな勝ちよりもフェアな負けの方が清々しいと思っているわけです。

日々の業務において、アンフェアな戦い方に接することは実はよくあります。普段温厚な私ですが、アンフェアに対しては容赦はしたくありません。誠実さが実を結ぶ世の中になってほしいなあと心の底から思っています。

2022年盛夏 弁護士法人 ASK 代表社員 伊藤 諭

## 知っていますか？身近な法律【製造物責任法】

40代以降の方なら覚えていらっしゃるかもしれませんが、1994年、製造物責任法が成立したというニュースはかなり話題になりました。今回は、製造物責任法(PL法)について解説します。

### 1 背景

何か事故によって損害が発生したときに、第三者に賠償を求めることができる手段は大きく分けて①債務不履行(契約違反)、②不法行為の2つです。①契約違反というためには、その元となる契約が成立していないといけません。したがって契約関係のない人に対して賠償を求めるには②不法行為によるしかありませんでした(理屈を捏ねて契約違反に持っていく例もないわけではありません。)。不法行為による損害賠償請求をするには、請求する側が相手方の過失を証

明しなければなりません。食品に毒物が入っていたとか、自動車に欠陥があって事故を起こしたという事態が発生しても、この法律ができるまでは、被害者の側でメーカーの落ち度を証明しなければならず、一般人にとってはそれはそれはハードルの高い証明が求められていたのです。

それではあまりにも不公平だということで、まずはアメリカから「製造物責任(PL Product Liability)」という考えが認められました。その後ヨーロッパでも製造物責任に関する法律を統一しようという動きがあり、その流れが日本にもやってきたのです。

### 2 製造物責任法とは

製造物責任法は、製造業者等が引き渡した製造物の欠陥によって他人の生命、身体、財産に損

害を生じさせた場合、その業者等が賠償する責任を負う、とする法律です。請求する側としては、業者等の落ち度(過失)まで証明する必要はなく、製造物に欠陥があったこととそれによって損害が生じたことさえ証明すれば足りることになり、以前の不法行為責任よりもハードルが低くなっています。

「製造物」とは、「製造又は加工された動産」ですので、ソフトウェアや不動産などは含まれません。「製造業者等」とは、製品を製造、加工した者や、輸入した者などを言います。輸入業者などもここでいう「製造業者」に含まれますので注意が必要です。

### 3 メーカーが注意すべきこと

「欠陥」とは、「製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が製造物を引き渡し

た時期や製造物に係る事情を考慮して、その製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」とされ、具体的には次の 3 種類が想定されています。

・製造上の欠陥

製造過程における欠陥のこと。部品が欠けていたり、壊れていたようなケースです。

・設計上の欠陥

いわゆる設計ミスのこと。そもそも設計にミスがあって、事故が生じるケースです。

・指示・警告上の欠陥

適切な指示や警告がなかったために生じたミスのこと。利用者が不適切な使い方をすることがありうるのに、それを防止するための警告などがなかったようなケースです。

注意しなければいけないのは 3 番目のケース。人は時にとんでもない利用をすることがあり、そうした場合

にメーカーの責任が問われかねないことがあるということです。「使用上の注意」の分量が多くなり、細かくなったと感じる方がいらっしゃるかもしれませんが、そうした事情によるものです。

4 事例

消費者庁によると、いろいろな事例が報告されています。

・テレビからの出火で娘と財産を失ったという事例（大阪地裁 H9.9.18）

・オレンジジュースを飲んだ際、その中に入っていた異物によって喉に傷を負ったとする事例（名古屋地裁 H11.6.30）

・レストランで瓶詰オリーブを食した客がボツリヌス中毒に罹患した事例（東京地裁 H13.2.28）

・花火大会会場付近の露店で冷やしきゅうりを購入して食べたところ

ろ O157 に罹患した事例（静岡地裁 R3.3.11）

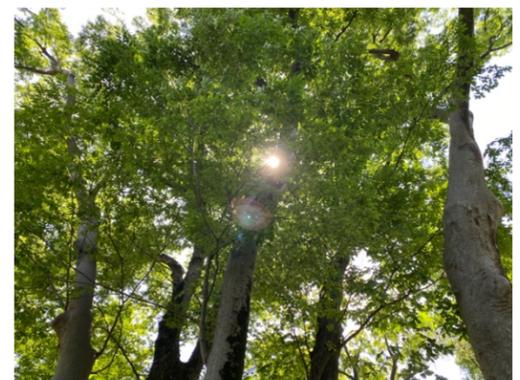
・高速道路において普通乗用自動車を運転していたところ車両の右前輪が脱落した事例（東京地裁 R3.3.26）

5 まとめ

製造物責任法は、メーカーだけでなく、食品を提供する会社、輸入を伴う商社などさまざまな企業にとって重要な法律です。

お困りのことがあれば遠慮なく弁護士までご相談ください。

（弁護士 伊藤）



## 「契約」の意味と「契約書」

### 1. 生活にありふれた「契約」

貴社における日々の業務のみならず、私たちが日々生活をしていくなかで契約をしない日はないと言っても過言ではありません。物を売り代金を支払う売買契約、物を貸し賃料を支払う賃貸借契約、人を雇用し給与を支払う雇用契約、仕事を完成させ報酬を支払う請負契約、サービスを提供し代金を支払う役務提供契約などなど仕事であると私生活であるとを問わず契約は日常に溢れています。

では、契約とはなんのでしょうか？例えば友人と海へ遊びに行く約束というような「約束」とは異なるものなのでしょうか？そこで、今回は、身の回りにあるが故に、意外とよく分かっていない「契約」について解説していきます。

### 2. 「契約」とは××である。

さて、ここで「『契約』とは××である。」と簡潔に述べられるととても良いのですが、実はそうではありません。込み入った話をすれば、「契約」の定義を決めようとすると、債権とは何か、債務とは何かといったような古代ローマ法に淵源を有し、法哲学も視界に捉えるような有史以来の壮大

かつ重厚な議論になってしまいます。そこで、今現在、契約とはこういうものであると法律学上一般的に受け入れられている見解に基づくと、「契約とは、当事者の『意思表示の合致』であり、法的な拘束力を持つもの。」とされています。意思“表示”の合致とはどういうことでしょうか。次のモデル事例で説明をします。

#### (ア) 具体例

Aさんは、リンゴが食べなくなったので八百屋さんへ行き、その店主に対して「リンゴを 1 個ください。」と伝え、店主に対して、値札どおり 1 個あたりの代金である 100 円を渡し、店主は「はいよ！」とこれに応じて、Aさんにリンゴ 1 個を手渡しました。このとき、「リンゴを 1 個ください。」というのが A さん＝買主の意思表示です。ここでの意思表示とは、日常生活における「意思表示」という単語の辞書的な意味とは異なり、「法律効果（＝リンゴを買いたい＝リンゴの所有権が欲しい。）に結び付けられた意思を表示する」ことを意味します。

対して、店主の「はいよ！」というのが店主＝売主の意思表示です。なぜなら、リンゴ 1 個を売って代金 100 円の支払いを受けたいという意

思が表示されたからです。そして、ここでリンゴ 1 個に関する売主と買主の意思表示が合致したのでリンゴ 1 個の売買契約が成立したということになります。

#### (イ) なぜ「表示」？

では、なぜ意思“表示”なのでしょう。リンゴ 1 個の売り買いということであれば、リンゴを買いたい、売りたいという内心の意思だけでも良いようにも思えます。では、次のような場合はどうでしょうか。先ほどの A さんが、お肉が食べたいと思い、お肉屋さんでお肉 100g を買う場面を想像してください。Aさんは、お肉といえば牛肉であるという考えでした。ところが、店主は、お肉といえば豚肉であるという考えでした。このとき、「お肉 100g ください。」「はいよ！」という会話によって「お肉 100g」の売買契約が成立します。このような場合に、双方の考えているお肉の意味が違うから契約は成立しないとしてしまうと、取引の安全性が損なわれてしまいます。今はお肉 100g を例に取りましたが、取引規模が大きければその損失が大になることは想像に難くありません。また、貴社においてもそうであるように、通常は、取引成

立に向けて経時的にさまざまなコストをかけて取り組むのですから、取引の安全性の確保が重要なことであることはご理解いただけるはずです。そのため、「表示」が重要になります。

(ウ) 牛肉か豚肉か。

では、ここでいう 100g の「お肉」は牛肉でしょうか？それとも豚肉でしょうか？それを判断する作業として契約の解釈が必要になります。すなわち、契約当事者の地位や認識、商慣習、通常の意味の捉え方など種々の事情を総合的に判断して、意思表示として表示された「お肉」の客観的な意味を明らかにする作業が必要となります。その上で、「お肉」が、牛肉を意味することが当事者の合理的意思と推断される場合には牛肉 100g の売買契約が、豚肉を意味することが当事者の合理的意思と推断される場合には豚肉 100g の売買契約が、成立することになるのです。

そうであれば、牛肉 100g の売買契約が成立した場合の店主（＝豚肉と思っていた。）、豚肉 100g の売買契約が成立した場合の A さん（＝牛肉と思っていた。）は困ったことになってしまいます。このようなときには、契約の成立に瑕疵があったとして契約の成立とは別の次元である契約の有効性のところで法的に処理をすることが可能になります。

(エ) 応用編

以上、契約の成立に関して、意思表示を中心に見てきましたが、次のような場合どう考えられるでしょうか。頭の体操にぜひ考えてみてください。先のお肉屋さんの例で、A さんが牛肉 100g を欲する意思を持ち「お肉 100g ください！」と言い、店主が、お肉といえば豚肉であるけれども A さんには牛肉 100g を売りたいという意思で「お肉 100g ね！はいよ！！」と答えた場合、売買契約は成立するでしょうか？成立する場合、その目的物は何でしょうか？

3. 契約の実践

以上、見てきたとおり、法理論上は、口頭の申込みと承諾のみで契

約が成立する契約類型があります（売買契約など）。これを諾成契約といいます。他方、形式面から観察したとき、契約に際して書面の作成が必要であったり一定の要式性を備えなければいけない契約類型も存在します（保証契約など）。では、そこから敷衍して、諾成契約においては契約書が不要かということとそんなことはありません。冒頭に述べたとおり、契約とは、当事者の意思表示の合致であり、

法的拘束力を持つものです。この「法的拘束力を持つ」ということは、抽象的には、契約当事者の一方が何らかの契約違反（債務不履行）をした場合には、最終的には国家の力を持ってそれを強制的に実現することが可能であるということの意味します。すなわち、裁判所に訴えて自分の権利を主張してそれが認められれば強制執行が可能ということです。この点が、友人と海に遊びに行くというような道德上の約束と異なる点です。

さて、契約は、当事者の意思（表示）によってするものですが、それは、契約をする・しないの自由、契約内容をどのようなものにするか、いかなる形式で契約をするかといった自由（これらを私的自治といいます。）に裏打ちされたものでもあります。そして、その実現を求める裁判でも、こと民事訴訟においては、その私的自治を反映し、自らに有利な主張は自らが主張、立証しなければならないという原則ないし理念が通底しています。そのため、相手方の契約違反がありそれを是正して初期の契約目的を強制的に実現したいという場合には、その契約の存在などを、それを求める側が主張、立証する必要があります。

そこで、口頭でも成立する諾成契約を考えたとき、その契約の成立を証するためには何が役立つでしょうか。当事者の尋問を請求して、法廷で話してもらおうというのも考えられます。しかし、人間の記憶というのは、見間違い、聞き間違い、言い間違い、忘却という要素を多分に含んでおり、話してもらった内容を額面どおり素直に受け取ってよいかという躊躇

を覚えます。そこで有用なのが契約書です。適切な契約書が作成されていれば、通常は、そのような契約がされたのだという事実が認められ、立証の負担が軽減されます。これは、契約が成立した後に紛争となった場合の契約書の機能ですが、次にみるとおり、契約書があることで紛争を未然に防ぐことにもつながります。

契約書を作成するということは、その契約書には締結をしようとする契約の仔細が記されることを意味します。当事者とすれば、自らが結ぼうとしている契約により自身にどのような権利が発生し、どのような義務を負担するのかということが明示されます。それにより、自らの法的な責任の範囲が明確になり、契約内容のスムーズな履践に繋がることにもなります。

4. まとめ

上記の議論は、契約という事象の極めて総論的な話です。実際の契約法務においては、民法やその他の法律の規律のほか当該業務周りの実際を反映したり、許認可が絡む業界であればそれをも視野に入れた条項を検討したりする必要があります。さらには、多義的な解釈を可及的に排するために、条項を一義的な文言として表現する必要があるなど契約法務にはとても精緻な作業が求められます。

今一度、貴社の契約フローを見直していただき、この契約書で大丈夫かとかこれまで契約書を作成せず取引してきたけど契約書を作成した方が良さそうなどお気づきの点があれば、お気軽に当事務所宛までご相談ください。

(弁護士 柴田)



## 「あっという間に3か月」

弁護士登録をしてからおよそ3か月が経ちました。

これまで刑事事件をはじめ、会社の労働問題や相続事案などを扱い、法律相談をする機会も日々増えてきています。その中で、今回は法律相談についての感想等についてお話ししたいと思います。

法律相談は、弁護士となった以上、登録当初からおそらく弁護士である限りあらゆる場面ですることになり、弁護士である限り避けては通れない業務であろうと思います。しかし、そもそもよく知らない分野について相談されることも多くあり、登録当初はほとんどが未知の分野であったため、事前の連絡等

のない法律相談にはほとんど十分な回答ができませんでした。

それから、個々の分野について扱いはじめ、それらの分野についての相談がであれば、およそどのような悩みに直面しているかを把握できるようになり、複数回扱った分野の相談については、自信をもって回答できる場面もありました。法律相談といえども全くの無限定ではなく、大枠としての分野は限られていると考えられるため、同様の相談も複数あり、徐々に分かることが増えるにつれ、自信をもって回答できる場面が増えているように思います。結局、幅広い法律相談に対処するためには幅広い分野について実際に扱い、多くの相

談に対応するということの繰り返しのなだろうと思います。

そのため、当面の目標としては、一通りの法律相談に対応できるよう一通りの分野について経験し、多くの相談に対応することです。できる限り早期に、法律相談の場面で困ることがないようになればと思います。

(弁護士 米玉利)



## 瀬沼弁護士独立開業のお知らせ

平成21年12月の弁護士登録以来、約12年9ヶ月、当事務所で業務を行って参りましたが、この度、令和4年9月1日をもって、川崎市幸区において、独立することになりました。

弁護士法人ASKでは、本当に良い仲間と出会うことができました。事務局、弁護士問わず、本当に優しく、面倒見が良く、気さくに話すことができ、仕事がしやすい環境であるとともに、プライベートにおいても、フルマラソンや駅伝と一緒に走ったり、スパルタンレースに参加したりと非常に充実した日々を過ごすことができました。

このような仲間と離れてしまうことは寂しい思いもありますが、今後は、独立して、川崎市幸区において、瀬沼法律事務所を開業することになります。

独立という新たな挑戦、自分自身の可能性ということにチャレンジして、川崎市という地域に根ざして、質の高いリーガルサービスを提供することができるようにするとともに、弁護士業務以外においても、新たな仕事に挑戦して、スポーツ分野での仕事にも携わっており、皆様がより健康なしてほしいという思いで、日々トレーニングや指導、イベント企画などをして行きたいと考えております。

今後は、1人で業務を行っていきますが、弁護士法人ASKとの間で良い関係を築き、今まで以上にお互いの関係を強化して、協力しながら、業務に従事していきたいと思っております。

今後ともよろしく願い申し上げます。

(弁護士 瀬沼一成)

## 編集後記

米玉利弁護士が今回(第4号)から記事を連載をすることになりました。弁護士1年目ということで、何年もこの業界にいるほかのメンバーでは当たり前のことが実は当たり前でなかった!というような発見があるのではないかと思います。今回の記事は法律相談について書かれています。私も一読者として今後も楽しみにしています。

私には、もう一つ楽しみがあります。法律事務所勤務10年以上経つのですが、裁判の傍聴は何回かみた、という程度です。コロナ禍になってからは裁判についてweb期日や電話会議などに切り替わってきているので、裁判官・弁護士のやりとりを事務所で聴くことができるようになりました。耳だけではありますが、リアルな裁判のやりとりを感じることができるようになったことは仕事のモチベーションにつながり良かったと思っています。

(事務局 林田)